

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 館林市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽設置整備事業	既に設置されている「単独浄化槽」等から合併処理浄化槽への転換	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象区域内であること 自己の居住する専用住宅に設置するもの 既設の「単独処理浄化槽」等を撤去すること 世帯全員が市税及び国民健康保険税を滞納していないこと 設置する浄化槽が環境配慮型であること 	5人槽314,000円 7人槽374,000円 10人槽464,000円	—	—	令和7年4月1日～ 令和8年1月30日	予算の範囲内	地球環境課	0276-47-5125	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s025/kurashi/120/090/030/20200108044000.html	宅内配管工事への補助 宅内配管工事を施工した場合、当該工事に要した費用又は300,000円のいずれか低い額(1,000円未満切捨て)を上乗せ
雨水貯留施設設置費	助成	館林市雨水貯留及び浸透施設設置補助金交付事業	雨水貯留槽の設置費の補助 設置費用の1/2を限度とし、上限30,000円	①自己の居住する専用住宅又は併用住宅(居住部分が二分の一以上)への設置 ②容量200リットル以上のもの	30,000円	—	—	令和7年4月1日～ 令和8年3月13日	予算の範囲内	地球環境課	0276-47-5125	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s025/kurashi/120/090/010/20200108050000.html	館林市デジタル地域通貨として交付
雨水浸透施設設置費	助成	館林市雨水貯留及び浸透施設設置補助金交付事業	雨水浸透樹の設置費の補助 設置費用の1/2を限度とし、上限30,000円	①自己の居住する専用住宅又は併用住宅(居住部分が二分の一以上)への設置 ②口径300ミリメートル以上の浸透樹を新たに3基以上設置したもの	30,000円	—	—	令和7年4月1日～ 令和8年3月13日	予算の範囲内	地球環境課	0276-47-5125	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s025/kurashi/120/090/010/20200108050000.html	館林市デジタル地域通貨として交付
生ごみ処理器具購入費	助成	館林市ごみ減量化器具購入費助成金交付事業	①生ごみ処理機 ・市内在住の方 ②生ごみ処理槽(コンポスト) ・市内在住の方 ③生ごみ処理容器(EMいぼかし) ・市内在住の方	①生ごみ処理機 ・市内の店舗で購入すること ②生ごみ処理槽(コンポスト) ・指定店で購入すること ③生ごみ処理容器(EMいぼかし) ・指定店で購入すること	①生ごみ処理機 購入費の2分の1 (ただし、20,000円 を上限とし1,000円 未満の端数は、切り 捨て) ②生ごみ処理槽 (コンポスト) 容量 130リットル以上の もの 1基あたり3,000円 ③生ごみ処理容 器(EMいぼかし) 容 量14リットル以上 のもの 1基あたり1,000円	—	—	随時	予算の範囲内	地球環境課	0276-47-5126	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s026/kurashi/100/050/050/20200108151000.html	①については、館林市デジタル地域通貨として交付

蓄電池設備等設置費	助成	館林市蓄電池設備等設置補助金	①定置用リチウムイオン蓄電池(固定型)設置費の補助 ・蓄電容量1kWh当たり1万円を乗じて得た額(千円未満切捨て)とし、限度額は5万円 ②ポータブルリチウムイオン蓄電池(移動型)購入費の補助 ・購入費用の2分の1とし、限度額は2万円(千円未満切捨て) ③電気自動車等用充放電システム(V2H)設置費の補助 ・5万円とする(ただし国等から補助を受けている場合で、設置費用から当該補助金額を控除した額が5万円を下回るときは、当該額を補助金額(千円未満切り捨て)とする)	①定置用リチウムイオン蓄電池(固定型) ・住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに設置又は同時に設置したもの ・蓄えた電力で当該住宅の照明等を稼働できる ・一般社団法人環境共創イニシアチブの「ZEH化支援事業」の対象商品 ・蓄電容量の合計が1kWh以上 ・保証書の保証開始日が補助金の交付年度内 ・新品 ②ポータブルリチウムイオン蓄電池(移動型) ・専用の太陽光発電パネルと接続できるもので、再生可能エネルギーによる蓄電が可能なもの ・蓄電容量が400Wh以上のもの ・蓄えた電力で家電製品等を稼働できるもの ・購入年月日が補助金の交付年度内 ・新品 ※①、②について市内に住居登録がある方、市税を滞納していない方に限る ③電気自動車等用充放電システム(V2H) ・住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに設置又は同時に設置したもの ・一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金の対象として指定された製品 ・保証書の保証開始日が補助金の交付年度内 ・新品	①定置用リチウムイオン蓄電池(固定型) 50,000円 ②ポータブルリチウムイオン蓄電池(移動型) 10,000円 ③電気自動車等用充放電システム(V2H) 50,000円	—	—	令和7年6月2日～令和8年3月31日	予算の範囲内	地球環境課	0276-47-5124	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s024/kurashi/120/090/030/20210511115410.html	館林市デジタル地域通貨として交付
住宅リフォーム資金	助成	①館林市住宅リフォーム資金助成金 ②移住定住支援制度	対象工事:市内に本店を有する施工業者による、建物の内外装の修理、居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改修などに関わる、税込20万円以上の未着工の工事 対象住宅:建築後5年以上経過している、市内の個人住宅	市税の滞納・過去住宅リフォーム資金助成金の利用がなく、以下に該当する方 ①住宅リフォーム資金助成金:令和7年3月31日以前に市内に住居登録があり、市内の住宅を所有し、かつ、その住宅に居住している方 ②移住定住支援制度:令和8年3月31日までに市内に住居登録し、市内の住宅を所有し、かつ、居住した方(居住する予定の方を含む)	①に該当する方は、工事費の1/10(上限10万円) ②に該当する方は、工事費の1/3(上限20万円)	—	—	随時	予算の範囲内	商工課	0276-47-5148	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s059/kurashi/080/050/20200109042000.html	館林市デジタル地域通貨「ぼんちゃんPay」で交付
リフォーム資金 (重度身体障がい者(児)住宅改造費助成制度等)	助成	館林市重度身体障がい者(児)住宅改造費補助事業	住宅改修相談員が生活環境の改善に必要であると認めた工事。浴室、便所、玄関、台所等の手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更等	市内に居住し、下肢・体幹・上肢障がい1、2級、視覚障がい1級。腎臓機能障がい者で、在宅血液透析療法を行うための在宅血液透析排水処理槽を設置する者。市民税、所得割160,000円未満の世帯に属する者	500,000円	—	—	随時	予算の範囲内	高齢障がい政策課	0276-47-5128	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s028/kenko/110/090/010/20200106032000.html	新築、増築は対象外
リフォーム資金	助成	館林市障がい者(児)日常生活用具給付等事業(住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの (1)手すりの取り付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便所等への便器の取替え (6)在宅血液透析療法に伴う電気、水道設備棟の改修 (7)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①市内に住居を有するもので、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する身体障がい者(児)であって障害程度等級3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障がい2級以上の身体障がい者(児)、知的障がい者であって、排便後の処理が困難な者(障がい児は原則として学齢児以上) ②下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者 ③人工透析療法を必要とする腎臓機能障がい者で、新たに在宅血液透析療法を行うために電気、水道設備等を改修するもの	200,000円	—	—	随時	予算の範囲内	高齢障がい政策課	0276-47-5128	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s028/kenko/110/080/060/20200106032000.html	
在宅血液透析排水処理槽	助成	館林市障がい者(児)日常生活用具給付等事業	在宅血液透析療法を行うための在宅血液透析排水処理槽	人工透析療法を必要とする腎臓機能障がい者で、医師の指導のもと、在宅血液透析療法を行う者	600,000円	—	—	随時	予算の範囲内	高齢障がい政策課	0276-47-5128	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s028/kenko/110/080/060/20200106032000.html	
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費補助事業)	助成	館林市高齢者住宅改修費補助事業	屋外及び屋内のバリアフリー工事 手すりの取り付け、段差解消、和便器→洋便器への取り替えなど(住宅改修相談員が介護予防の観点から当該事業等が対象者の生活環境の改善に必要であると認めた場合)	市内に居住し、在宅で日常生活を営む上で常に介助や注意を要する、60歳以上のひとり暮らし高齢者もしくは高齢者世帯で所得税非課税	500,000円	—	—	随時	—	高齢障がい政策課	0276-47-5130	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s030/kenko/120/020/040/20200106010000.html	以前にこの制度を利用した者は、補助の対象とならない

樹木・生垣植栽費	助成	樹木・生垣植栽補助事業	樹木植栽補助は事業費の1/4以内 生垣植栽補助は2,000円/m以内	①樹木植栽補助は事業費100,000円以上 ②生垣植栽補助は延長10m以上 ※市税及び国民健康保険税を滞納していない世帯	それぞれ50,000円	—	—	施工後1年以内	—	緑のまち推進課	0276-47-5154	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s067/kurashi/130/090/040/20200108012000.html	デジタル地域通貨「ぼんちゃんPay」で交付
耐震診断費	助成	館林市木造住宅耐震改修診断者派遣事業	昭和25年11月23日から昭和56年5月31日の期間内に着工した一戸建て木造住宅または木造併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上のもの)で、在来軸組工法で建築した階数2階建て以下の住宅。	①対象となる建築物の所有者である方 ②市税の滞納をしてない方	診断費は無料(診断者の交通費として1,000円負担あり)	—	—	令和7年4月14日～令和7年12月19日	20戸	建築課	0276-47-5157	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s070/kurashi/080/200/20200109015000.html	
耐震改修費	助成	館林市木造住宅耐震改修補助事業	昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上のもの)で、木造(在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法)で建築した階数2階建て以下の住宅のうち、耐震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの。	①補助対象の住宅を市内に所有し、当該住宅に居住又は居住を予定している方 ②市税の滞納をしてない方	耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の1/2以内(上限100万円)	—	—	令和7年4月14日～令和7年10月31日	1戸	建築課	0276-47-5157	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s070/kurashi/080/200/20200109015000.html	
耐震シェルター等設置費	助成	館林市木造住宅耐震シェルター等設置補助事業	補助対象となる耐震シェルター等を下記対象の住宅の1階に設置するもの。ただし、2階に設置しても安全上支障がないと証明されたものについてはこの限りでない。 (対象の住宅) 昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上のもの)で、木造(在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法)で建築した階数2階建て以下の住宅のうち、耐震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの。	①補助対象の住宅を市内に所有し、当該住宅に居住又は居住を予定している方 ②市税の滞納をしてない方	耐震シェルター等設置に要する費用の1/2以内(上限30万円)	—	—	令和7年4月14日～令和7年10月31日	1戸	建築課	0276-47-5157	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s070/kurashi/080/200/20200109015000.html	
ブロック塀等の解体	助成	館林市ブロック塀等撤去費補助事業	・道路に沿っているもの ・道路又は地表面からブロック塀等の上端部までの垂直距離が1.2メートルを超え、水平距離が1メートルを超えるもの ・調査の結果、倒壊のおそれが高いもの ※ブロック塀等:コンクリートブロック塀、石塀その他これらに類する組積造の塀 ※道路等:建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路	・補助対象のブロック塀等を有する住宅を市内に所有するかたで、当該住宅に居住し、又は居住を予定しているかた ・市税の滞納をしてないかた	補助対象のブロック塀等の撤去に要する費用の3分の2以内を補助(上限5万円)	—	—	令和7年4月14日～令和7年11月28日	6件	建築課	0276-47-5157	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s070/kurashi/080/080/20200109035000.html	
その他	助成	館林市移住定住ウェルカム支援金	県外から移住し、市内において住宅を取得したかたに3万円を助成(まちなか重点再生エリア内は2万円加算)。	次の全てに該当するかた ①市内の住宅(新築、建売、中古、マンションを問わない)を取得した。 ②本市に転入する直前に、連続して5年以上、群馬県以外の地域に在住し、かつ、本市に転入した日から1年を経過していない。 ③取得した住宅の所有権保存登記(建売住宅及び中古住宅については、所有権移転登記)が完了している。 ④過去にこの要綱に基づく支援金の交付を受けていない。 ⑤館林市暴力団排除条例(平成24年館林市条例第18号)第2条第2号又は第3号に該当しない(世帯の構成員を含む。) ⑥市税等の滞納がない(世帯の構成員を含む。)	50,000円	-	-	-	-	企画課	0276-47-5102	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/sp008/010/067/20240306110323.html	

その他	助成	館林市市有地活用移住定住支援金	市の所有する土地を購入し、自らが居住するための住宅を建築し定住したかに、移住定住支援金を50万円助成(市内業者による施工の場合は10万円加算)。 ※対象地等はホームページ要確認	次の全てに該当するかた ①本市に転入する直前に、連続して5年以上、群馬県以外の地域に在住し、かつ、本市に転入した日から3年を経過していない。 ②本市から市有地を購入し、次のいずれかに該当する。 ア購入した市有地が所有地の場合は、当該所有地の登記名義人である。 イ購入した市有地が保留地の場合は、当該保留地の買受人である。 ③市有地の売買契約を締結した日から起算して1年を経過する日までに住宅を建築し、かつ、当該住宅の所有権保存登記をしている。 ④購入した市有地に定住している。 ⑤購入した市有地以外に市内に住宅の建築が可能な土地を所有していない。 ⑥支給対象者及び支給対象者が属する世帯の構成員が、館林市暴力団排除条例(平成24年館林市条例第18号)第2条第2号又は第3号に該当しない。 ⑦市税等の滞納がない(世帯の構成員を含む。)	600,000円	-	-	-	-	企画課	0276-47-5102	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/sp008/010/030/20201119165501.html	
-----	----	-----------------	---	---	----------	---	---	---	---	-----	--------------	---	--